

国家戦略特別区域諮問会議（第66回） 議事要旨

（開催要領）

1. 日時 令和7年6月10日（火）16:32～16:59
2. 場所 総理大臣官邸2階 小ホール
3. 出席者

＜議 員＞

議 長	石破 茂	内閣総理大臣
議 員	伊東 良孝	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	林 芳正	内閣官房長官
同	平 将明	内閣府特命担当大臣（規制改革）
臨時議員	武藤 容治	G X 実行推進担当大臣

有識者議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
同	垣内 俊哉	株式会社ミライロ 代表取締役
同	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会 常務理事
同	中川 雅之	日本大学経済学部 教授

横山 信一	財務副大臣
瀬戸 隆一	内閣府副大臣
鳩山 二郎	内閣府副大臣
今井 絵里子	内閣府大臣政務官

（議事次第）

1. 開会
2. 議事
 - （1）令和6年度指定区域の評価
 - （2）区域計画の認定（報告）
 - （3）東京圏の区域指定（千葉県全域の追加）
 - （4）スーパーシティ区域方針の変更
 - （5）特区制度と連携したG X産業立地政策の推進
 - （6）特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等
 - （7）地方創生2.0における特区の再起動
3. 閉会

(資料)

- 資料 1 令和 6 年度指定区域の評価
- 資料 2 区域計画の認定（報告）
- 資料 3 東京圏の区域指定（千葉県全域の追加）（案）
- 資料 4 スーパーシティ区域方針の変更（案）
- 資料 5 特区制度と連携した G X 産業立地政策の推進（案）（G X 実行推進担当大臣）
- 資料 6 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等（案）
- 資料 7 地方創生 2.0 における特区の再起動（案）
- 資料 8 特区制度の今後の進め方について（民間議員提出資料）

< 資料 1 関連 >

- 参考資料 1 - 1 令和 6 年度 指定 13 区域の評価（概要）
- 参考資料 1 - 2 令和 6 年度 国家戦略特別区域の評価（本文）

< 資料 2 関連 >

- 参考資料 2 計画認定した特定事業等の概要

< 資料 7 関連 >

- 参考資料 7 - 1 特区制度に関する全国アンケート調査結果
- 参考資料 7 - 2 特区制度の運用等に関する各国家戦略特区指定区域自治体との対話
結果概要
- 参考資料 7 - 3 各特区制度の特例措置の全国措置化に関する主務官庁回答と
活用希望
- 参考資料 7 - 4 国家戦略特別区域基本方針の一部変更（案）

○伊東議員 ただいまより、第 66 回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、臨時議員として武藤議員に御出席いただきます。また、加藤議員、赤澤議員に代わり、横山財務副大臣、瀬戸内閣府副大臣に御出席いただいています。

なお、越塚議員は欠席であります。

それでは、議事に入ります。各議題の説明の後、一括で御審議いただきます。

まず、資料 1 「令和 6 年度指定区域の評価」を御覧ください。

国家戦略特区では区域会議が各区域の計画の進捗の評価を行い、本諮問会議に提出して意見を聴取することとされています。

1 ページ右の表の黄色塗りの部分のとおり、新規提案は 51 件、新規の特例活用は 34 事業と、全体としては堅調であります。

一方で、赤枠にあるように、2 年以上連続して提案や特例の活用がない自治体もあり、今後の

取組が期待されます。

次に、資料2「区域計画の認定」を御覧ください。

本年2月と5月の区域会議を経て、それぞれの区域の計画において特例などを追加・変更しております。

次に、資料3「東京圏の区域指定（千葉県全域の追加）」を御覧いただきたいと思います。

1ページ、昨年8月の特区諮問会議を踏まえ、国家プロジェクトとして成田空港の機能強化を進めるに当たり、千葉県から特区の区域を従来の成田市・千葉市から県全域に拡大したいとの御提案をいただき、検討を進めてまいりました。

4ページの上段を御覧ください。

一つ目の点にあるとおり、5月15日にワーキンググループを開催し、私自身も参加し、知事からお話を伺った上で検討を行いました。

二つ目の点ですが、この結果、東京圏の特区に千葉県全域を追加指定することが適当との御意見をいただきました。

次に5ページ、指定に当たりましては、案のとおり、区域方針の変更を行います。委員からの御指摘も踏まえつつ規制改革を進めてまいります。

次に、資料4「スーパージョインティ区域方針の変更」を御覧ください。

スーパージョインティは、つくば市、大阪府・市の2区域を指定し、取組を進めています。今般、振り返りと今後の取組について検討を行い、例えば大阪府・市では万博後における新たな展開などについて区域方針の変更を行います。

次に、議題5「特区制度と連携したGX産業立地政策の推進」について、武藤大臣から説明をお願いいたします。

○武藤議員 資料5の2ページ目を御覧いただければと思います。

GX・DXを支える新時代のインフラ整備を加速させるため、GX経済移行債による支援と国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革を一体で進め、我が国経済の成長を生み出す新たな産業集積を進めたいと思います。

新たな産業集積の類型といたしまして、基礎インフラが整う日本のコンビナートの跡地を利用した「コンビナート再生型の新たな産業集積」と、GX・DXを進める上で鍵となるデータセンターを含む電力多消費企業が集積しやすい「脱炭素型の新規産業集積の整備」を促進し、世界中のスタートアップや日本の先端企業による新産業創出を進めます。

次に6ページ目、新産業の創造には規制の合理的な見直しが必要になると考えており、今後、関係省庁の皆様とも連携をさせていただきたいと考えております。

7ページ目、これらを実現するため、GX関係会議と国家戦略特区の枠組みを効果的に連携させ、GX戦略地域を選定していきたいと考えております。

私からは以上です。

○伊東議員 次に、資料6「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等」を御覧ください。

1ページは新たに講ずる規制・制度改革事項等をまとめたものであります。

青粋の地域の暮らしを支える新技術活用・スタートアップ支援については、ドローン、パーソナルモビリティ、エネルギー等、また、緑粋の地方の産業・行政・人材については、清酒、災害廃棄物処理等、紫粋の規制の特例措置の全国展開は、保育に関する特例の全国措置等について記載しています。

全体で四つの全国展開を含む計28の方針を取りまとめています。

今後は、これらの方針に基づき早期の措置化に取り組むとともに、引き続き検討が必要な事項について、特区ワーキンググループヒアリング等を通じて検討を進めます。

最後に、資料7「地方創生2.0における特区の再起動」を御覧ください。

1 ページ、前回諮問会議では、これまでの成果や課題を踏まえ、上の表にある三つの柱を軸とする方向性を御議論いただきました。

一番下にあるように、総理からは、特区制度の新たな運用の在り方について6月までに具体的な検討を進め、地方創生2.0につながるよう御指示をいただきました。

次に2 ページ、検討に当たり、全国アンケートや全ての特区指定区域との対話を通じ、地域の声を丁寧に伺いました。

アンケートでは、国に期待することとして、図1にあるとおり、特例を活用した事業に対する支援、規制改革の提案・活用に関する相談対応などについて、知りたい情報としましては、図2にあるとおり、好事例や特例の活用方法などの声をいただきました。

また、区域との対話では、規制改革提案の検討過程で主務官庁も説明責任を負うべきとの声や、スケジュールを明確にしてほしいといった声がありました。

ここからは今後の方針を御説明します。

3 ページですが、方針の一つ目は成果の全国への普遍化です。

構造改革特区への移管を含む特例の全国措置化について主務官庁に検討を要請したところ、図3の赤粋のとおり、国家戦略特区、総合特区の特例67件のうち20件について全国措置化の検討が可能との回答でありました。

次に4 ページ、表は一番右の欄の活用希望の多い順に特例を並べたものであります。先ほどの主務官庁の検討結果のみならず、ニーズや特例化からの経過年数等を踏まえ、特区ワーキング等を通じて特例の全国措置化や要件の見直しを検討していきます。

次に5 ページ、民間有識者の知見を最大限に活用し、制度横断的視点で検討できるよう、国家戦略特区ワーキンググループを中心に体制を強化します。また、規制改革提案から方針決定までの検討はできる限り半年以内を目指した運営を行います。

次に6 ページ、方針の二つ目は新たなチャレンジへのサポート強化です。

規制改革を進めるハードルや先進的事業のリスクの高さも踏まえ、地方発の新たなチャレンジを強力に後押しします。規制改革に必要なデータや先進的な取組に関する調査・実証を行うとともに、第2世代交付金や利子補給制度といった財政、金融支援を効果的に実施し、必要な概算要求等も行っていきます。

7 ページは方針の三つ目、産官学金労言士の理解・連携促進です。制度の認知を高め、地域の関係者で一体となった活用を促進するため「特区の手引き」「活用事例」を公表し、相談窓口を整

備しました。今後もホームページを大幅に見直すとともに、秋以降「地方創生2.0特区活用フォーラム」を開催するなど、利用者目線で情報発信を強化します。

8 ページ、こうした方針に沿い、地方創生2.0における特区の再起動のため、閣議決定である基本方針を参考資料7－4のとおり決定いたします。

9 ページは以上のポイントです。右のイメージ図のとおり、改革意欲の高い地域と連携して、これまで以上に大胆な規制改革に取り組むとともに、分かりやすく使いやすい制度運営を通じ、成果を全国に普遍化してまいります。

説明は以上です。

ここで、各議題に関して民間議員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

まず、中川議員、よろしくお願いいたします。

○中川議員 それでは、私のほうから特区制度の今後の進め方について一言申し上げます。

昨年12月の特区諮問会議では、総理から特区制度の新たな運用の在り方を検討し、地方創生2.0につなげるよう御指示があり、今回、早速政府がその内容について具体的方針を示したことをまず評価したいと考えております。

特に特区の再起動として三つの特区制度を連携させ、具体的検討において特区ワーキンググループが横断的役割を担うこと、主務官庁の主体性や協力の在り方を明確にするとともに、提案から方針決定までの期間を6か月とする目標が示されたことなど、踏み込んだ具体的な方針が示されたことを評価したいと考えております。

次に評価をしたいのは各省庁との連携でございます。近年、金融資産運用特区における金融庁との連携や、成田空港の機能強化を契機とした国土交通省との連携など、各省庁の取組と国家戦略特区制度が連携する動きが見られております。今般、GX産業の立地促進に向けた連携が始まるということをお大臣のほうから御説明いただきました。大いに評価したいと思っております。

次に、個々の規制・制度改革についても言及させてください。

24項目の新たな規制・制度改革と4項目の全国展開の方針が示されるとともに、過去の方針を踏まえ、16項目について具体的な措置がなされたということでございます。一方で、いまだ最終結論に至っておらず、検討課題が引き続き残っているものも多く存在します。

特に昨年12月の特区諮問会議でも指摘した清酒の新規製造免許については、本年5月によりやく特区ワーキンググループが開催され、事業承継をシステムチックに支援する事業を進めたいとの国税庁の方針が示されました。このこと自体は既存免許を有効活用する一つの取組として具体的な内容や運用を注視したいと考えております。

しかし、新規免許は引き続き検討課題となっております。新規の参入は一切認めないという取扱いが通達のみで長年行われていることについて法制的な課題がないのか、清酒の出荷は新規免許が可能な他の酒類に比べて押し込みが極めて大きい実情を踏まえれば、既存のプレーヤーのみを保護するという政策が、業界全体の持続的発展や酒税の保全の観点からも効果を本当に上げているのかという指摘があります。

5月の特区ワーキンググループでは、これらの指摘に対して国税庁から明確な回答が得られませんでした。引き続き特区ワーキンググループで議論を続けることを強く求めたいと考えており

ます。日本酒は日本の宝ともいうべき大切な産業・文化でございます。縮小均衡の発想から脱却し、イノベーションを促進する構造改革を進め、市場を拡大させることで業界の発展と地方創生につなげていく骨太な議論を期待したいと考えております。

最後に特区指定区域について言及させていただきます。国家戦略特区として指定されることとなった千葉県は、この1年間、数多くの規制改革提案を行っていただいております。指定後もこのモメンタムを維持・強化し、東京圏全体の取組の活性化につながることを期待したいと考えております。

スーパーシティ2区域についても次のフェーズに向けた新たな方針が示されたところであり、今後の具体的な取組を期待したいと考えます。

一方で、令和6年度評価の中でも複数年度にわたり新規の規制改革提案や特例活用の実績がない自治体も見られます。今後、特に取組が停滞している区域については区域指定継続の意思や妥当性について、特区ワーキンググループを通じて自治体と対話を行うなどにより、より一層の取組を期待したいと考えております。

以上でございます。

○伊東議員 ありがとうございます。

続いて、大槻議員、お願いいたします。

○大槻議員 ありがとうございます。

まず、今後の方針についてです。昨年から我々の民間議員もワーキングに参加させていただきましたけれども、改めて自治体の取組のばらつきの大きさを実感したところです。例えば新規提案についてなのですが、福岡市さんのようにこの2年間で28案件、これは全新規提案の2割を占めるということで、こういったところがある一方で、2年間ゼロの自治体も5か所ほど見られました。

今回示された自治体等の支援強化の枠組みもいいと思いますが、加えて意欲的な自治体の熱意、それから、ノウハウ等を他の自治体に広く共有していただきたいと思います。

もう一つ、資料7の全国措置化の推進についてですが特例創設から時間がたっており、かつ区域外の活用の意欲・意向が強いにもかかわらず、全国展開に至っていない案件も多い現状に鑑み、その要因について一層検証していただき、3特区の連携強化を十二分に活用し、前に進めていただきたいと思いますし、ワーキンググループの構成員としても力を尽くしたいと思う次第です。

次に、個別案件ですが、今回は新技術を活用した提案について関連省庁が対応を進めた点ですとか、清酒製造免許について特区ワーキングが開催された点などは一定の前進と考えます。

最後に、特区の意義と今後の拡大についてですが、今回行われたアンケートの調査によれば、約7割が特区について知らないか、あまり知らないという点は非常に残念に思っています。特区の活用は言うまでもないことですが、政府が推進する地方創生2.0、特に地方経済の活性化、GX・DXの中核をなし得ると思っておりますので、一層の提案と措置の実現、多くの地方での横展開が実現するよう、強い政府の政治のイニシアティブと発信の強化をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○伊東議員 ありがとうございます。

続きまして、垣内議員、お願いいたします。

○垣内議員 ありがとうございます。

私からは1点、障害者を視野に入れた国際競争力の強化について申し上げます。

万博の影響もあります。11月にはデフリンピックも控えています。私の体感では、この数か月、エレベーターで居合わせる方で海外の車椅子ユーザーが急激に増えています。何を意味するかと言いますと、皆さんが日本に来ているわけです。これは間違いなく日本の国際競争力へとつながることでしょう。実際に東京の地下鉄は現在97%にエレベーターがあります。大阪は100%です。札幌93%、名古屋95%と、バリアフリーがかなり進んでいる。

そして、何よりも日本の場合は、70年前から傷痍軍人を対象として障害者の割引制度を公共交通機関で提供してきました。これは世界に類を見ない制度です。これを今、日本の一部の民間事業者では海外の障害者にも提供しています。

こうした情報をしっかりと整理し、発信していくことを通し、日本の障害者だけではない、海外の障害者も日本では電車もバスもタクシーもこんなに乗りやすいのだと、そうしたことを発信することがかなえば、日本で旅行を楽しみたいという障害者、日本で働きたいという障害者も増えてくることでしょう。今後、そうしたことを日本の新たな競争力としていくことを皆さんと議論を深めていけたらいいなと考えております。

私からは以上です。

○伊東議員 続きまして、菅原議員、お願いいたします。

○菅原議員 ありがとうございます。2点申し上げます。

まず、運営面では、地方創生2.0を強力に進める観点から三つの特区制度の連携を推し進めていただくと同時に、今後は規制改革推進会議とも連携を図るなど、政府全体の規制改革の実効性をより高めていただきたいと思います。

特区制度の活用では、関係省庁からも前向きな回答をいただいた結果、ドローンを始めとする新たな技術を活用した多くの取組が進んでいます。

一方、検討が進捗しない案件もあります。他議員からも発言がありましたが、一つの例として清酒の新規免許の解禁がございします。酒税法上の需給調整規制は酒税の保全を目的にしていますが、新規参入が酒税の保全を損なうということは現実的には考えにくく、公益性の観点からも法令上無理があります。また、清酒は日本にとって大切な産業・文化であり、インバウンド需要により国内の消費拡大や輸出促進の効果が見られるものの、実態を見ると市場はピーク時の4分の1まで縮小しています。

今回示された既存免許活用の事業承継は進めつつも、並行して新規免許を検討することは、各地域からの申請・ニーズに応えることにもなり、また、若者や起業家が希望を持って事業に取り組むことになり、政府が推進する地方創生SDGsやスタートアップ支援の政策とも整合性がございします。

新規参入という選択肢により業界の体質を強化することで、消費者の選択肢拡大や市場の需要創出につながり、何よりも、地方に付加価値の高い事業をつくるという観点からは、地方創生2.0の柱の一つにもなり得ると考えます。本件は、引き続きオープンで建設的な検討を是非行ってい

ただきたく、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○伊東議員 ありがとうございます。

時間の関係上、御発言はこの程度とさせていただきたいと思います。

改めまして、議題1から7につきまして、国家戦略特区諮問会議として御了承をいただきたいと存じます。皆さん、よろしいでしょうか。

(議員首肯)

○伊東議員 ありがとうございます。

それでは、異議がないことを確認した上でありますが、プレスに入室していただきたいと思います。

(プレス入室)

○伊東議員 それでは、最後に石破総理から御発言をいただきます。

○石破議長 地方創生2.0では、地方の課題を解決するための規制・制度改革をより一層大胆に進めるため、三つの特区制度の特徴を生かしながら、利用者目線で制度の運用を抜本的に強化いたしてまいります。

2002年に創設された構造改革特区以来、各特区制度を通じて得られた成果の全国への普遍化を強力に進めます。規制の特例措置の活用が指定区域に限定されている、国家戦略特区と総合特区について今回示された20件を始めとして、新たに全国展開できるよう検討を進め、順次結論を得てまいります。

特区制度の基本方針を改定し、各地からいただいた提案から方針の決定までの期間を数年かかっているものもある中、半年以内とすることを目標に取組を進めてまいります。

新規の規制・制度改革の提案について、規制・制度の担当官庁の説明責任を明確化するとともに、提案者に対してデータや事例の収集、必要な実証を支援してまいります。

個別の規制・制度改革もさらに進める必要があります。清酒についても民間議員から御意見を頂戴いたしました。清酒は日本にとって大変重要な産業です。輸出拡大や農業・観光との連携による高付加価値化など、今後の地方創生の核としての期待も大きく、産業と地域の持続的な発展に向けて事業承継支援による進捗も確認しながら、特区ワーキンググループにおいて必要な検討を行ってください。

武藤経済産業大臣から提案のありましたGX産業立地のように、国際競争力強化に向けた取組も重要です。GX経済移行債による設備投資等の支援と、国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革を一体で進め、GX戦略地域として新たな産業集積を目指します。

産業構造スピーディーに転換していくための大胆な規制改革を進めるには、改革意欲の高い地域との連携が不可欠です。今回新たに指定される千葉県や区域方針を改定するスーパーシティの二つの区域、つくば市、大阪府・大阪市を始め、全国の国家戦略特区指定区域には改革の先導役としての役割を発揮していただきたいと思います。

政府といたしましても、地方創生・国際競争力強化双方の観点から、引き続き規制・制度改革を大胆に進めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○伊東議員　ありがとうございました。

プレスの方は退室をお願いします。

(プレス退室)

○伊東議員　本日の議事は以上でございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。